

令和５年度 第３回環境審議会資料

議案第１号 野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の改正について（答申）

添付資料

- 資料１ 第２回環境審議会での意見及び対応
- 資料２ パブリック・コメント実施お知らせ
- 資料３ 太陽光発電事業届出件数
- 資料４ 野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例修正箇所
- 資料５ 野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（案）に対する意見募集の結果について
- 資料６ 野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（案）

NO		意見	対応方針	該当箇所
意見1	横田委員長	・条例の趣旨、内容は理解できるので、改正に異議はありません。ただ、環境政策の趨勢として、パリ協定に示される脱炭素社会の構築に向けて再生可能エネルギーの推進が求められています。条例の改正が再生可能エネルギーの推進を妨げるとの誤解を与えないように留意する必要があります。	「条例の改正が再生可能エネルギーの推進を妨げるとの誤解を与えないように留意する必要がある」との御意見に対して、パブリック・コメント手続における改正の主旨に、「ゼロカーボンシティを推進する市としては、二酸化炭素削減に向けた取組として太陽光発電設備を使用した再生可能エネルギーの導入を否定するものではありませんが、地域住民等の生活との調和を図り、トラブルを未然に防止するため、」を追加して対応させていただきました。（資料2）	概要の主旨
意見2	横田委員長	・例えば、条例案を見ると名称が「規制」となっているが、再生可能エネルギー推進に逆行する印象を与えてしまうので、わざわざ変更しなくてもいいのではないのか。許可制にするというのであれば、名称を「許可」としてもいいのではないのか。また第1条の目的は変更していないので、わざわざ名称を変更しなくてもいいのではないのか。	条例の主旨は変更していませんが、不適切な事業を行おうとする者に対して牽制となるよう、厳格な名称として案のとおりに変更させていただきたいと考えております。	条例の題名
意見3	岩槻委員	・市内の現状を鑑みて規制強化には賛成です。条例案では規制が大幅に強化されており、これが「きちんと運用」されれば乱開発への抑止効果はかなり大きいものと考えます。	施行の上は、適切な運用に努めます。	運用
意見4	岩槻委員	・第11条の許可基準で、希少種への配慮（ひとつの目安として、環境省VU以上、県Cランク以上）という視点を取り入れることについて検討していただければと思います。	環境省から出されている「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に希少種への配慮が示されていることから、事前相談の段階等で、これに基づき、環境への影響について調査するよう指導します。	第11条
意見5	香西副委員長	・いただいている資料③改正案本文について異論ありません。		条例案全体
意見6	香西副委員長	・資料②については概要説明について、この文章を読むと太陽光発電設備の設置が環境に悪影響を及ぼすと短絡的に誤解してしまう可能性もなくはないと思います。地球温暖化防止・温室効果ガス排出削減のために再生可能エネルギーとしての太陽光発電設備を設置することは、地球環境保護の面でゼロカーボンシティの推進にも資するものであります。問題なのは、不適切な設置であったり無責任な管理であると考えます。そこで、「ゼロカーボンシティを推進する野田市としては太陽光発電設備によるCO2削減というスキーム自体を否定するものではなく、より地域の市民生活と調和をとり、トラブルを未然に防止し、適切な設置並びに運用管理を進めるために条例を改正するものであります」といった類の文言を入れておくことが望ましいと考えます。	パブリック・コメント手続における改正の主旨の内容について、「資料では太陽光発電設備が地球温暖化防止等、地球環境保護、ゼロカーボンシティの推進に資するものであり、問題となっているのは不適切な設置や無責任な管理であるにもかかわらず、設置そのものが環境に悪影響を及ぼすと誤解される可能性がある」との御意見に対し、「ゼロカーボンシティを推進する市としては、二酸化炭素削減に向けた取組として太陽光発電設備を使用した再生可能エネルギーの導入を否定するものではありませんが、地域住民等の生活との調和を図り、トラブルを未然に防止するため、」を追加して対応させていただきました。（資料2）	概要の主旨
意見7	井上委員	・昨今の国内の電力逼迫、電力価格高騰を踏まえると太陽光発電設備を含めた再生可能エネルギーの普及拡大は電力の自給率向上といった観点からも我が国の重要課題であると考えます。一方で太陽光発電設備の設置に係る環境破壊や発電事業者の撤退及び撤去並びに廃棄問題は、野田市様をはじめ、他の自治体も抱えていると思われる重要な問題と理解しています。今回の議案につきましては、「2主な改正内容(資料①)」の説明にありますとおり、現行条例について届出制から許可制に替えることは、発電事業者及び土地所有者の諸所の責任を明確にすることであり、災害の防止、平穏な生活環境の維持及び環境保全の側面と地域住民への説明責任の観点からも効果のある条例改正であり賛成いたします。		条例案全体
意見8	渋江委員	・この条例の対象には「自分の土地に10KW以上の設備を設ける人」も対象になるのか？	自分の土地であっても、野立てで太陽光発電設備を設置する場合は対象となります。ただし、建築物の屋根若しくは屋上又は壁などに設置する場合は対象外となります。	第4条

NO		意見	対応方針	該当箇所
意見9	渋江委員	・第9条 市と事前協議終了したものは、違法性なし、市としては許可するという判断が出たものと理解します。その後事業者が住民説明で、住民の申し出を協議するとありますが、この協議は「合意」に至る必要があるのか？ 合意に至らない場合、すでに市としては違法性なしと判断している以上、住民の意見は「聞き置く」だけなのか。	事前協議については、条例の許可基準に従っていない内容で住民説明会を行わせないため、説明会の前に形式的に許可基準と照らし合わせ確認するために行うものです。その後住民説明会等において地域住民等から申出のあった意見を踏まえ、正式な許可申請手続を行うため、申請時に意見が反映されているかなど、十分に協議を行い、理解を得るよう指導することで、意見を聞き置くだけにならないよう対応してまいります。	第9条
意見10	渋江委員	・第20条 事業者には相続・事業譲渡に関しても、事業の地位を継承した者は条例の規定による地位を継承するとあるが、土地所有者が相続・譲渡した場合の継承についても記載すべきと史料します。	この条例では、本条例の規定により得た許可及び付された義務等について、売買等の譲渡では承継せず、新たに事業を行う者が再度許可を受ける必要があることとしているところ、例外的に相続等に限って譲渡者が受けた許可等の地位の承継を認めるため本条を設けています。土地所有者については、相続等により所有権を得た段階で、当該土地の所有者となるため、規定を追加しなくても土地所有者の責務等を課すことが可能であると考えております。	第20条
意見11	渋江委員	・第24条 第6条「土地所有者等の責務」に、当該事業者が必要な措置を講じないときは土地所有者が措置を講ずる義務があるとするが、その具体的なガイドラインを記載した第24条には土地所有者も記載すべきと史料します。	御指摘のとおり、廃棄は基本的に事業者の義務になりますが、事業者が廃棄をせずに放置した場合等は土地所有者が行うことが想定され、また、他にも事業者が廃棄物事業者に委託する場合もあるため、廃棄行為に対する義務付けの規定に修正しました（誰が廃棄する場合であっても、廃棄するときにはこの規定が適用されます。）。 なお、発電事業を開始する前に事業の中止となる可能性もあるため、抑制区域において使用を予定した太陽光発電設備についても規定に加えました。	第24条
意見12	笹木委員	・野田市内での太陽光発電設備事業数および規模の資料を添付願います。	市が把握している、太陽光発電設備の設置に係る条例制定後に届出のあった事業について報告します。詳細は資料3のとおりです。	—
意見13	笹木委員	・2の(3)適用範囲の拡大適用範囲の拡大を30kwから10kw迄としました。30kwと同様の届け出が必要になりますと明確に記載してください。	審議会用資料の訂正意見のため、今後の資料作成の参考とさせていただきます。	第4条
意見14	笹木委員	・2の(4)土地所有者の責務の規定(改正の方針)3行目の不適切な事業者に対し土地を使用させないことを責務として規定します。不適切な事業者とはどのような事業者か土地所有者が理解できる、わかりやすく説明してください。	不適切な事業者については、以下のようなものを想定しています。 ・本条例による許可を受けずに太陽光事業を実施する者 ・本条例の許可を受けたが、許可を受けた内容と異なる方法で太陽光事業を実施する者 ・事業区域の管理を適切に行わない者 ・事業終了後に設備の除却を行わない恐れのあるもの。また、除却した設備を適切に処分しない恐れのある者 ・その他、太陽光事業の実施に当たり、近隣住民と良好な関係を維持することができない恐れのある者 土地所有者等には上記に当てはまるような事業者でないことを、自ら確認し、少しでも当てはまるところがあるようであれば使用させないようにする義務があることを規定しています。	第6条
意見15	笹木委員	・野田市が規定する抑制区域であっても市長に相談などの手続きをとることで事業ができる可能性高くなるようですが、制御区域の趣旨より太陽光発電事業基本的に不許可とすべきです。	財産権の侵害となるため、一律不許可とすることは困難と考えています。	第10条
意見16	笹木委員	・現在野田市内における太陽光発電事業に伴い市民より、どのような問題や課題が出ているのか時系列に整理し資料に添付してください。	パブリック・コメント手続における改正の主旨において、市の把握している問題や課題を記載させていただいておりますので、こちらで対応させていただきました。	—

NO		意見	対応方針	該当箇所
意見17	近藤委員	・土地所有者の責務として、廃止後の設備除却についてはあるが、発電事業中の敷地管理についても規定したほうが良いのではないか。	事業者が維持管理をしない場合は、事業を中止させ、それでも適切な措置を講じないときは、6条2項の規定により土地所有者が「太陽光発電設備の除却その他必要な措置を講ずる責務を有する」こととなります。 このように、事業者が適切な維持管理を行わない場合には、土地所有者に必要な措置を講じる責務があることを明記しており、より強力な規定となっております。	第6条
意見18	近藤委員	・土地所有者は高齢の場合も多く、市役所に来ることが困難な場合もあるため、事前相談や事前協議の参加等について代理人等でも対応できるようにしたほうが良いのではないかと。	御指摘のとおり、土地所有者が市役所を訪問することが困難な場合も想定されますが、事前相談等においては土地所有者本人に対して直接責務の内容を説明し、理解しているか確認することが重要であると考えており、また、代理人となった者によっては、土地所有者に不利益な状況を生じかねないことから代理人の規定を設けることはせず、必要に応じて職員から訪問するなどの対応を行いたいと考えております。	第8条 第9条
意見19	近藤委員	・FIT法に関連して、他の法令の違反等があった場合は、FIT法の認定が解除されるとのことだが、国の対応はどの程度かかるのか。	令和5年4月のFIT法改正（令和6年1月施行）により、認定事業者が法第10条の3に規定する義務に違反していると認められた場合は、FIT制度による支援に該当する金額の支払いを留保し、当該金額について積立することが命ぜられるため、事業者には特定契約等により上乗せされている金額を取得することができなくなります。このため、市からの通知からそれほどの期間を経ずに対応が可能と考えられます。	—
その他1	横田委員	・できれば条例の文面の中に、「災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全と再生可能エネルギーの推進との両立」といった文面にして、条例の改正は再生可能エネルギー推進を妨げるものではない旨を示すことができればいいのではないかと。条例案の文面を変えることしないまでも、再生可能エネルギー推進と矛盾するものではないこと、再生可能エネルギーを推進する上で不適切な事業者は規制しなければならないこと、脱炭素社会の推進に向けてしっかりと取り組んでいくことが伝わるように丁寧な説明が必要となるものと思われます。	「条例の改正は再生可能エネルギー推進を妨げるものではなく、矛盾するものではないこと、また、再生可能エネルギーを推進する上で不適切な事業者は規制しなければならないこと等について説明が必要」との御意見に対し、「ゼロカーボンシティを推進する市としては、二酸化炭素削減に向けた取組として太陽光発電設備を使用した再生可能エネルギーの導入を否定するものではありませんが、地域住民等の生活との調和を図り、トラブルを未然に防止するため、」をパブリック・コメント手続の資料に追加して対応しました。（資料2）	概要の主旨
その他2	横田委員	・また諮問書の2ページ目第1段落にある市内での苦情相談や国の動向なども具体的に記述して説得力を持たせた方が望ましいでしょう。	諮問書に対する意見のため、今後の作成に参考とさせていただきます。	—
その他3	横田委員	・条例の手続きについても図表で示すなどして市民にわかりやすく伝えることも必要となります。	パンフレット等の作成により対応したいと考えます。	—
その他4	岩槻委員	◆農地(田畑)の太陽光発電設備への転用抑止策についても、今後の課題として検討が必要かなと思います。農地は食糧生産拠点として重要であるものの、年々その面積が減少しており、太陽光発電設備への転用もそれに拍車をかけていると考えられるためです。太陽光発電設備への転用を減らすためにも、きちんと次世代へ引き継げるしくみを構築していく必要があるのではないかと思います。	その他意見として参考とさせていただきます。（農政課に情報提供しました。）	—

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（案）に対するパブリック・コメント手続を実施します。

1 意見を募集する趣旨

太陽光発電設備については、現在においても年間に50件、面積合計で10ヘクタール程度の設置が行われており、事業者によっては住民とのトラブルも発生している状況です。

ゼロカーボンシティを推進する市としては、二酸化炭素削減に向けた取組として太陽光発電設備を使用した再生可能エネルギーの導入を否定するものではありませんが、地域住民等の生活との調和を図り、トラブルを未然に防止するため、太陽光発電設備の適切な設置等の誘導を目的として、「野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を制定し、平成31年4月1日から施行しました。

本条例では、市内において増加していた民間事業者による無秩序な太陽光発電設備の設置による災害の発生、生活環境の悪化、豊かな自然環境や魅力ある景観の破壊を防止するため、太陽光発電設備の設置前に届出を行わせることとしています。

また、当初条例では住民説明会を地域住民等からの要請があった場合のみ開催することとしていましたが、地域住民等からの問合せ等が多かったこと、また、地域住民等の皆様に事業を十分理解していただいてから実施するよう開催を義務付けるとともに、事業終了後に太陽光発電設備の適切な撤去及び廃棄が行われるよう、廃棄等費用の積立に係る事業計画書の提出を施行規則に定め、令和3年3月に改正を行い、同年4月1日から施行しました。

このように規制を強化してきましたが、冒頭に記載のとおり、太陽光発電設備の設置は増え続け、これに対する不安の声や問合せが続いており、他にも、事業者の破綻などにより太陽光発電設備が放置されることで、環境及び景観の悪化や、土台等の劣化によりパネルが強風にあおられ飛散するなどの危険性に対する懸念から、土地所有者等からの相談も出てきています。また、これまで民間事業者による太陽光発電設備の導入を後押ししてきた国では、太陽光発電設備を巡り、太陽光発電設備の設置後に土砂が流出するなどのトラブルが発生していることを受け、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法を改正し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための規律の強化等を措置しており、また、地域において発生したトラブル等の実態調査を進め具体的な状況を把握した上で防止策を検討するとのことです。

このような状況から、事業者に対しては、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観を保全する責務を認識させ、許可制の導入により設置基準、管理基準等を遵守した事業を行うよう更なる指導を行い、また、土地所有者に対しては、後々のトラブルを防止するための規定を追加するとともに、土地所有者は事業終了後における太陽光発電設備の除却等を最終的に行わなければならないことを責務として規定することとし、題名を「野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」として「野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」の全てを改正することとしました。

この度、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（案）がまとまりましたので、お知らせするとともに、皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

2 パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第3条第4号

「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案の策定」

3 意見を募集する政策等の案及び参考資料

① 政策等の案

◆ 野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（案）

意見の募集に際しては、改正内容を分かりやすくするため現行の「野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」も参考資料として公表します。

② 参考資料

- ◆ 野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（案）の概要
- ◆ 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（現行）
- ◆ 野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（現行）

4 政策等の案の入手方法

- ◆ 市ホームページ内 「パブリック・コメント」からダウンロード
- ◆ 文書閲覧
 - ・ 市役所5階環境保全課
 - ・ 市役所1階行政資料コーナー
 - ・ いちいのホール1階行政資料コーナー
 - ・ 各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬）
 - ・ 各図書館（興風、南、北、せきやど）
 - ・ 生涯学習センター

5 意見の募集期間

令和5年9月27日（水曜日）から令和5年10月26日（木曜日）まで

6 意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、「野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所環境部環境保全課 宛て ※令和 5 年 1 0 月 2 6 日の消印有効（募集期間最終日）
◇持参の場合	○市役所 5 階環境保全課 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ◇意見投函箱 ○市役所 1 階総合案内 ○いちいのホール 1 階関宿支所 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ○各公民館、各図書館、生涯学習センター （休館日を除く。） 受付時間：各施設とも開館時間内
◇ファクシミリの場合	（FAX 番号）04-7123-1074
◇電子メールの場合	市ホームページから送信できます。
◇ちば電子申請サービスの場合	ちば電子申請サービスから提出できます。 市ホームページ内のオンラインサービス「ちば電子申請サービスについて」をご確認ください。

8 意見を提出する書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例(案)に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問合せ先

環境部 環境保全課

電話 04-7199-7489（直通）

1. 発電出力別

年度	総件数	30kW以上50kW未満	50kW以上100kW未満	100kW以上1MW未満	1MW以上
令和元年度	17	15	0	2	0
令和2年度	82	67	2	12	1
令和3年度	46	43	1	2	0
令和4年度	32	20	5	7	0
令和5年度	17	13	1	3	0

2. 面積規模別

年度	総件数	500㎡未満	500㎡以上3,000㎡未満	3,000㎡以上1ha未満	1ha以上
令和元年度	17	0	15	2	0
令和2年度	82	3	72	6	1
令和3年度	46	3	41	2	0
令和4年度	32	0	27	3	2
令和5年度	17	1	14	1	1

○野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の修正箇所

最 終 案	第 2 回環境審議会の資料
○野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例 (太陽光発電設備の廃棄) 第24条 抑制区域において使用し、又は使用を予定した太陽光発電設備を廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、自らの責任において適正に処理しなければならない。	○野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例 (太陽光発電設備の廃棄) 第24条 抑制区域において太陽光事業を行う者は、除却した太陽光発電設備を廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、自らの責任において適正に処理しなければならない。

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（案）

2 意見の募集期間

令和5年9月27日（水曜日）から令和5年10月26日（木曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数		4人	15件
②提出方法	直接持参	3人	13件
	郵送	0人	0件
	FAX	0人	0件
	Eメール	1人	2件
③政策等に反映した意見			0件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	太陽光発電設備の設置や破損による環境への影響について、取り付けの際に危険性を地域住民等に周知させるべきである。	太陽光事業の許可申請前に実施を義務付けている住民説明会において、太陽光発電設備の設置や破損等による環境への危険性も含めて十分説明の上、地域住民等の皆様に御理解いただくよう指導してまいります。	修正無し
2	太陽光発電設備の廃棄について、不法投棄等のないよう、適切な指導を行うようにしたほうが良い。	改正案では、太陽光発電事業を終了した後の撤去計画及び撤去費用の積立計画について事業計画に定め、市の許可を受けることとしており、また、廃棄に当たっては廃掃法等関係する法令等に従うことを義務付けておりますので、本規定に基づき適切に指導してまいります。	修正無し
3	第2条第2号に記述のある立木の伐採については、行わせるべ	太陽光発電設備の設置に伴う立木の伐採については、他法令に	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	きではない。	よる許可等を受け適切に行われたものであることを確認し対応してまいります。	
4	第6条にある「使用収益する権原」の意味がわからない。農地所有者は土地の処分を考えており、太陽光事業を行う場合に、賃借によることがあるのか疑問である。	土地を「使用収益する権原」とは、土地を利活用して利益・利便を得るための、法律行為または事実行為を正当とする法律上の原因のことです。これには、所有権や賃借権等があります。なお、太陽光発電設備の設置に当たって、賃貸借等により行われている事例は市内にも存在します。	修正無し
5	第7条第1項の事業者の責務にある「地域住民及び近隣関係者との良好な関係を保たなければならない」との規定は甘すぎる。	本規定は事業者に対する訓示規定であり、本規定の理念をもとに、別条で説明会等の開催や、地域住民等から頂いた意見について協議を行い、十分に理解をしていただくよう規定しているため、これらの規定に基づき厳しく指導してまいります。	修正無し
6	設置場所から100m程度の住民を説明会の範囲とし、住宅地近くにはメガソーラーを造らせないようにすべきである。	説明会の開催については、事業区域を含む自治会の区域に居住する方を対象としており、設置場所から100m以上の範囲となることが想定され、それに含まれない方についても、事業区域から50m以内土地に関係する方については説明会の対象としています。 また、本条例ではメガソーラーに限らず、発電出力が10kW以上の設備について対象としているため、地域住民等の皆様の理解を十分得た上で実施するよう指導を行ってまいります。	修正無し
7	事前協議中に市長は地域住民の意見を聞き問題の解決に努めるべきである。また、事前協議終了後に住民説明会を開催するの	事前協議については、地域住民等の皆様に事業者が説明する前に、あらかじめ許可基準に適合しているか形式的に確認するため	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	では事後承認のような形になっている。	に行うものです。 その後、住民説明会等において地域住民等の皆様から出された意見等を踏まえ、正式な許可申請手続を行うため、申請時に意見が反映されているかなど、十分に協議を行い、理解を得るよう指導し、問題の解決に努めてまいります。	
8	変更許可の際にも住民説明会は必ず開催するようにすべき。	事業計画に定める内容のうち、発電設備の最大出力が増加しない設置場所の変更、設置する太陽光発電設備の構造等、地域住民等の皆様の住環境に影響のないものを想定しています。 なお、住民説明会の要否については、事前協議において適切に判断し、指導してまいります。	修正無し
9	関係書類の閲覧方法について明確にすべきである。	関係書類の閲覧方法等の詳細については規則において規定します。	修正無し
10	設置事業者が事業を譲渡した場合は地域住民にも周知すべきである。	許可事業者に変更がある場合（事業者の相続、合併、分割による場合を除く）は、事業を譲受した者が改めて許可を受ける必要があり、その場合は住民説明会の開催が義務付けられていることから、周知が図られるものと考えております。	修正無し
11	太陽光発電の事業規模により、地域住民等の受ける環境被害は変わってくる。大規模開発でも住民説明会は事業区域から50mの範囲ではおかしい。	説明会の開催については、事業区域を含む自治会の区域に居住する方を対象としており、事業区域からの距離はかなり広く設定しております。なお、事業区域から50mの範囲につきましては、それに含まれない方について追加的に説明会の対象としています。	修正無し
12	住民と業者のトラブル回避の	事業者に対して、住民とのトラ	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	ため、市の事業者に対する助言、指導、あっせんに関する規定を追加して欲しい。	ブルを回避するため、地域住民等と協議し、十分な理解を得られるよう、事前協議等の場において適切に助言、指導を行ってまいります。	
13	変更許可の際に住民説明会が不要となるのはどのようなときか。	事業計画に定める内容のうち、発電設備の最大出力が増加しない設置場所の変更、設置する太陽光発電設備の構造等、地域住民等の皆様の住環境に影響のないものを対象として考えています。 なお、変更許可の事前協議において内容を精査し、住民説明会が必要と判断した場合は、開催を指導いたします。	修正無し
14	太陽光発電設備と住宅との距離をとるように規定して欲しい。また、北側の敷地境界には緑地帯を設置するようにしてほしい。	許可基準として、事業区域の面積に応じて、隣接する土地との間に緩衝帯を設けること及び隣接する土地等から太陽光発電設備が見えないよう、低木、目隠しフェンス等を設置することとしています。また、パネルからの反射についても低減措置を講ずることが規定されていることから、御意見の主旨に対応できると考えております。	修正無し
15	借地により事業を行う場合は、地権者にリスクがあることを十分説明して欲しい。	第8条に規定する事前相談において、借地等土地に係る契約を行う前に、土地所有者が太陽光事業の実施により負う責務について十分説明し、理解していただくことを考えております。	修正無し

野田市条例第 号

野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（平成 31 年野田市条例第 11 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物の屋根若しくは屋上又は壁面に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業（盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。）をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。
- (4) 事業者 設置事業又は発電事業（以下「太陽光事業」という。）を行う者をいう。
- (5) 事業区域 太陽光事業を行う一団の土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）の区域をいう。
- (6) 地域住民 事業区域を含む自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。）の区域に居住する者をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域の境界から 50 メートル以内の区域に土地又は建

建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

(抑制区域)

第3条 市長は、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が特に必要な区域を抑制区域として指定するものとする。

(適用範囲)

第4条 この条例の規定は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備に係る太陽光事業について適用する。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 第3条に規定する抑制区域（以下「抑制区域」という。）内の土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者は、太陽光事業を行うことを予定する者に対し土地を提供しようとするときは、当該者が災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じようとしていることを確認し、これらが確認できない場合には、当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

2 抑制区域内の土地の所有者は、事業者が、発電事業を終了した場合、太陽光事業を廃止した場合又は太陽光事業の中止を命じられた場合において、当該事業区域について太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じないときは、当該事業区域について太陽光発電設備の除却その他必要な措置を講ずる責務を有する。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）との良好な関係を保たなければならない。

2 事業者は、太陽光事業を行うことを予定する者に対し太陽光事業を譲渡し

ようとするときは、当該者が災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じようとしていることを確認し、これらが確認できない場合には、当該太陽光事業を譲渡することのないよう努めなければならない。

（太陽光事業に係る事前相談）

第8条 抑制区域内の土地を借りて太陽光事業を行うことを予定する者及び当該土地の所有者は、当該土地に係る契約を締結する前に、市長に相談しなければならない。

2 前項に規定する土地の所有者は、同項の規定による相談においてこの条例に規定する土地の所有者の責務を十分に認識した上で、その履行に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

（事業計画に係る事前協議等）

第9条 事業者は、次条第1項の許可又は第12条第1項の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業区域ごとに太陽光事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と協議し、事前協議終了通知書の交付を受けなければならない。この場合において、当該協議に係る事業区域内の土地の所有者は、当該協議に協力するものとし、市長から当該協議への参加の要請を受けたときは、これに応じなければならない。

2 前項の規定により事前協議終了通知書の交付を受けた事業者（以下この条において「事前協議終了事業者」という。）は、その交付の日から起算して14日以内の日から次条第1項の許可又は第12条第1項の許可を受けて当該許可に係る設置事業に着手するまでの間、地域住民等に対して事業計画の周知を図るため、当該事業計画に係る土地に規則で定める標識を設置しなければならない。

3 事前協議終了事業者（第12条第1項の許可の申請をしようとする者であって当該変更の内容について市長から地域住民等に対する事業計画についての説明会の開催は不要であると認められたものを除く。）は、前項の規定により標識を設置した日から14日以内に、地域住民等の理解を得るよう、地域住民等に対して事業計画についての説明会を開催しなければならない。

- 4 地域住民等は、事前協議終了事業者に対し、規則で定めるところにより、当該事業計画について意見を申し出ることができる。
- 5 事前協議終了事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該申出をした地域住民等と協議しなければならない。
- 6 事前協議終了事業者は、第2項の規定により標識を設置したとき、第3項の規定により説明会を開催したとき、第4項の規定による意見の申出があったとき又は前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(太陽光事業の許可)

第10条 事業者は、抑制区域内において太陽光事業を行おうとするときは、事業区域ごとに事業計画を定め、当該事業区域ごとに当該太陽光事業について、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 事業者の氏名、住所及び連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）
 - (2) 事業区域内の土地の所在、地番、地目及び面積
 - (3) 設置事業において工事を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (4) 設置事業を完了したときにおける土地の形状
 - (5) 太陽光発電設備を設置する位置
 - (6) 設置する太陽光発電設備の構造
 - (7) 設置事業の工程計画
 - (8) 設置する太陽光発電設備の最大出力
 - (9) 太陽光事業の期間
 - (10) 自然環境の保護のための方策
 - (11) 景観の保護のための方策
 - (12) 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
 - (13) 太陽光の反射等による生活環境への被害を防止するための措置
 - (14) 前2号に掲げるもののほか、災害、事故等の発生を防止するための措

置

- (15) 太陽光事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得に関する計画
- (16) 発電事業における太陽光発電設備及び事業区域の維持管理の計画
- (17) 発電事業における異常又は災害の発生の際の対応の計画
- (18) 発電事業を終了した後の太陽光発電設備の撤去に関する計画及び撤去費用の積立てに関する計画
- (19) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
(許可の基準等)

第11条 市長は、太陽光事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 事業区域の周辺地域（以下この項において「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (2) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (3) 周辺地域において土砂崩れ、^{いっ}洪水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (4) 設置事業を完了したときにおける事業区域に係る太陽光発電設備を設置した地盤面の高さ、のり面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。
- (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (7) 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境への被害を防止するための措置そ

の他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。

(9) 設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。

(10) 市の総合計画、環境基本計画、都市計画その他の将来計画に即した事業計画となっていること。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) 抑制区域内の土地を借りて太陽光事業を行う場合にあっては、第8条第2項の規定による誓約書の提出がなされていないとき。

(2) 第9条第1項の規定による事前協議終了通知書の交付を受けていないとき。

(3) 第9条第6項の規定による報告がなされていないとき。

(4) 事業者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。

(5) 事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該事業者の経営に関与している者又は当該事業者の業務に係る契約を締結する権原を有する者をいう。以下同じ。））。次号において同じ。）が第22条第1項（第2号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者であるとき。

(6) 事業者又は設置事業において工事を行う者（その者が法人である場合にあっては、その役員等）が野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において単に「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者であるとき。

3 市長は、前条第1項の許可に当たり、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更の許可等)

第12条 第10条第1項の許可を受けた事業者（第3項において「新規許可事業者」という。）は、当該許可に係る同条第2項に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 新規許可事業者は、第1項の規則で定める軽微な変更（規則で定める事項の変更を除く。）をしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第13条 第10条第1項の許可又は前条第1項の許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る太陽光事業を行っている間、当該事業区域に規則で定める標識を設置しなければならない。

(太陽光発電設備の搬入車両への表示)

第14条 許可事業者は、当該許可を受けた事業区域に太陽光発電設備を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る太陽光発電設備の搬入の用に供する車両である旨その他規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示するよう努めなければならない。当該搬入を他の者に行わせるときも、同様とする。

(関係書類の閲覧)

第15条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る太陽光事業を行っている間、当該許可に関する書類等の写しを、地域住民等その他当該太陽光事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(設置事業の着手等の届出等)

第16条 許可事業者は、当該許可に係る設置事業に着手するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該設置事業を中止し、又は再開するときも、同様とする。

2 許可事業者は、当該許可に係る設置事業を完了したときは、その日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、第10条第1項の許可又は第12条第1項の許可の内容（次項において「許可内容」という。）に適合していることを検査し、その結果を当該許可事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による検査の結果、許可内容に適合しないと認めるときは、当該許可事業者に対し、相当の期間を定めて、許可内容に適合するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（発電事業の開始等の届出等）

第17条 許可事業者は、当該許可に係る発電事業を開始し、又は終了したときは、その日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による終了の届出をしようとする許可事業者は、あらかじめ、当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、第1項の規定による終了の届出があったときは、速やかに当該事業区域の状況を確認するものとする。

4 市長は、前項の規定による確認により許可事業者が第2項の規定に違反したと認めるときは、当該許可事業者に対し、相当の期間を定めて、当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（報告の義務等）

第18条 許可事業者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第7号の規定により経済産業大臣に当該太陽光発電設備の運転に要する費用に関する情報の提供をしたときは、その日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

2 許可事業者は、発電事業において異常又は災害が発生したときは、当該事業計画に規定する発電事業における異常又は災害の発生の際の対応の計画に

基づく対応をするとともに、その日から起算して10日以内に、その内容を市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、許可事業者が前2項の規定による報告をしないときは、当該許可事業者に対し、相当の期間を定めて、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(太陽光事業の譲渡等の届出等)

第19条 許可事業者は、当該許可に係る太陽光事業を譲渡（次条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）しようとするときは、当該譲渡をしようとする日の60日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 許可事業者は、当該許可に係る太陽光事業を廃止したときは、その日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による届出をしようとする許可事業者は、あらかじめ、当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講じなければならない。ただし、太陽光発電設備の除却については、当該太陽光発電設備が当該事業計画に定めた耐用年数に達しておらず、かつ、当該事業区域において他の事業者が第10条第1項の許可を受けて当該太陽光発電設備に係る太陽光事業を行う場合は、この限りでない。

- 4 市長は、第2項の規定による届出があったときは、速やかに当該事業区域の状況を確認するものとする。

- 5 市長は、前項の規定による確認により許可事業者が第3項の規定に違反したと認めるときは、当該許可事業者に対し、相当の期間を定めて、当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(地位の承継)

第20条 許可事業者について相続、合併又は分割（当該許可に係る太陽光事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人

又は分割により当該許可に係る太陽光事業の全部を承継した法人は、当該許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、当該許可事業者に付された一切の許可条件を遵守しなければならない。

3 第1項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継の日から起算して10日以内に、市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第21条 市長は、許可事業者が太陽光事業を当該許可に係る事業計画に従って行っていないと認めるときは、当該許可事業者に対し、当該太陽光事業の中止を命じ、及び相当の期間を定めて、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、第10条第1項又は第12条第1項の規定に違反してこれらの規定による許可を受けずに太陽光事業を行った者に対し、当該太陽光事業の中止を命じ、及び相当の期間を定めて、当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 市長は、許可事業者が行う太陽光事業が第11条第1項各号のいずれかに該当しないこととなったとき又は許可事業者が同条第3項（第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したときは、当該許可事業者に対し、当該太陽光事業の中止を命じ、及び相当の期間を定めて、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

4 市長は、第18条第3項の規定による勧告を受けた許可事業者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該勧告を受けた許可事業者に対し、当該太陽光事業の中止を命じ、及び相当の期間を定めて、当該勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第22条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により、第10条第1項の許可又は第12条第1項の許可を受けたとき。

- (2) 第10条第1項の許可又は第12条第1項の許可を受けてから1年以内に当該許可に係る設置事業に着手せず、又は引き続き1年以上太陽光事業を行っていないとき。
 - (3) 第11条第2項第4号から第6号までのいずれかに該当することとなったとき。
 - (4) 第12条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに太陽光事業を行ったとき。
 - (5) 第16条第4項、第17条第4項、第19条第5項又は前条第1項、第3項若しくは第4項の規定による命令に違反したとき。
 - (6) この条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったとき。
- 2 市長は、前項の規定による許可の取消しを受けた事業者に対し、当該太陽光事業の中止を命じ、及び相当の期間を定めて、当該太陽光発電設備の除却その他災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(違反事実等の公表)

第23条 市長は、第16条第4項、第17条第4項、第19条第5項、第21条若しくは前条第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したとき又は同条第1項の規定により許可の取消しをしたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表することができる。

- (1) 当該命令に違反し、又は当該許可の取消しを受けた事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該命令の内容又は当該許可の取消しの理由
- 2 市長は、事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるとき（前条第1項の規定により許可の取消しをした場合を除く。）は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表することができる。
- (1) 当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該事業者が行った不正行為の内容

- 3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(太陽光発電設備の廃棄)

第24条 抑制区域において使用し、又は使用を予定した太陽光発電設備を廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び環境省が定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、自らの責任において適正に処理しなければならない。

(立入調査等)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、抑制区域内において太陽光事業を行う者に対し当該太陽光事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、太陽光事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる事業については、第8条から第23条までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- (1) この条例の施行の際現にこの条例による改正前の野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第8条第1項の規定による協議を開始してい

る設置事業及び当該設置事業に係る発電事業

- (2) 平成31年3月31日以前にされた特定契約（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）第3条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約をいう。）の申込みをした者が行う当該申込みに係る太陽光発電設備に係る発電事業
- 3 第8条から第23条までの規定は、平成31年3月31日以前に開始された発電事業及びこの条例の施行の日前に着手した設置事業に係る太陽光事業（発電出力が10キロワット以上30キロワット未満の太陽光発電設備に係るものに限る。）については、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に太陽光事業を行うために貸借契約が締結されている土地において太陽光事業を行うことを予定する者及び当該土地の所有者に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「当該土地に係る契約を締結する前に」とあるのは、「この条例の施行の日以後速やかに」と読み替えるものとする。